

別添

規則等の名称	徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（平成23年徳島県規則第46号）
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号） ・ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号） ・ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号） ・ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号） ・ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）
趣旨	<p>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等が制定されたことに伴い、本規則中、所要の規定整備を行うものである。</p>
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林業・木材産業改善措置を支援するための措置を行う促進事業者が林業改善資金の貸付対象者とされたことに伴う所要の改正を行う。 ○ 東日本大震災により著しい被害を受けた者が貸付けを受ける林業改善資金の償還期間等を定める。
施行日	平成23年7月29日
県民意見等を募集しなかった理由	<p>予算の定めるところにより本資金の貸付決定を行うために必要となる事項を定める規則であるため。</p>